

那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業 委託仕様書

本仕様書は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業」を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 事業概要

（1）事業名称

那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～制作事業

（2）目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の将来像（ビジョン）に「郷土愛を培い、文化資産の保護活用を図り、次世代に引き継ぐこと」とあるが、地域の歴史を学習する小学校高学年をターゲットとした日本遺産に関する素材がない。そこで、絵本や児童書のような形式で日本遺産認定ストーリーを再編集し、小学校高学年を対象としたストーリーブックを制作することで、次世代を担う子どもたちの地域の歴史への認識を深め、郷土愛を醸成することを目的とする。

ストーリーブックについては、企画や文章・図表・挿絵が児童にとって理解しやすいのはもちろんのこと、明治貴族による那須野が原開拓の歴史や文化財についてより理解を深めるために、絵本のような親しみやすい物語と、図鑑的な要素が必要であり、令和3年度の事業として、図鑑的な要素の部分である図鑑編を制作するものである。

（3）事業項目

「那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～」の制作

（4）履行期間

契約日の翌日から令和4年3月18日（金）まで

2 事業内容

事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、実施に当たっては、以下の事業内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は乙が自らのノウハウを最大限活用し、甲と協議の上、実施するものとする。

（1）「ストーリーブック～図鑑編～」の制作

「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」に関する歴史や文化財について、子どもにも分かりやすい内容の図鑑を制作する。

- ① 実施に先立ち、認定された日本遺産ストーリーを熟知すること。
- ② 現地取材を行い、記事や図表、イラスト等を作成すること。
- ③ 文化財関係者・教育関係者・地元関係者等と協議し、掲載内容を精査すること。
- ④ ネット公開や印刷製本に対応できる図鑑データ（扉ページ含め17ページ程度）を制作すること。
- ⑤ 日本語版、英語版を制作すること。
- ⑥ 英語についてはネイティブ翻訳とすること。（クライアントによるチェック込み）
- ⑦ 実施スケジュールは甲と協議のうえ決定すること。

(2) ストーリーブック全体のプランニング

令和3年度は図鑑編を制作するが、絵本や児童書とするための物語的要素を含め、「ストーリーブック」全体を完成させることを視野に入れたプランを提案すること。

- ① どのような形式で絵本や児童書を制作するか提案すること。
- ② 図鑑編も含めたストーリーブック全体の構成案を提案すること。

3 成果物

- ・「那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック～図鑑編～」の電子データ（PDF形式）
- ・各言語版のPDFデータ
- ・素材（写真、図表、イラスト等）の電子データ一式
- ・ストーリーブック全体のプランの提案書

4 納品場所

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局（那須塩原市生涯学習課）

5 その他

- (1) 乙は契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打合せを行うこと。
- (3) 乙が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、那須塩原市個人情報保護条例（平成20年条例第32号）那須塩原市個人情報保護条例施行規則（平成20年規則第54号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 乙は、本委託業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の制作物等の所有権・著作権は原則として甲に帰属する。
- (6) 乙は、乙が甲に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、乙は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲から提供があったデータについては、この限りではない。
- (7) この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、甲と乙で別途協議する。

6 支払条件

業務完了後の一括払とする。